



交通事故の3つの責任

法テラス八雲法律事務所 森田 寛巳
(函館弁護士会所属)

■ テレビやインターネットをみていると、毎日のように交通事故のニュースを目にします。交通事故を起こしてしまった場合、民事の損害賠償責任、自動車運転過失傷害等の刑事責任、さらには運転免許の停止・取消などの行政責任という民事・刑事・行政の3つの責任を負う危険性があります。

■ はじめに民事の責任です。交通事故により、相手方に怪我を負わせてしまった場合や相手方の自動車、物を壊してしまった場合は、生じた損害について賠償する責任があります。特に、相手方が亡くなってしまった場合は、多額の損害賠償責任を負う可能性があります。これらの責任をカバーしているのが自動車保険です。なお、自賠責保険の対象は、相手方の死亡・怪我の賠償の一部のみです。

■ 次に刑事責任です。交通事故を起こして相手方に怪我を負わせてしまった場合、自動車運転過失致死傷罪などの罪に当たることが考えられます。この場合、刑事裁判により有罪となると、7年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金の処罰を受けることになります。

■ 最後に行政上の責任です。運転免許の「免許」の意味は、「一般には禁止または制限されている行為を、行政官庁が特定の場合に特定の人だけに許すこと」とされています。自動車の運転に当てはめると、自動車の運転を一般的に禁止し、公安委員会が個別に許した人に対してのみ運転を許す、となります。このため、交通事故を起こした場合、公安委員会は個別に許していた運転を停止・取消にすることが可能であり、これが行政上の責任となります。

■ 近年は自動車だけではなく、自転車による重大事故も多く発生しています。令和6年11月1日からは、自転車の運転中の「ながらスマホ」が罰則付きで禁止されました。また、自転車の酒気帯び運転についても罰則が整備されています。周りに配慮した安全運転を行うことが、3つの責任を負わないための一番の備えといえます。

■ さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(050-3383-18366)」まで相談予約の電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

冬の交通安全運動の実施 冬の路面は急変化!

スリップ招く 急ぐ心にブレーキを

「冬の交通安全運動」が11月13日(水)から22日(金)までの10日間実施されます。

- 路面状況が刻々と変化する時期です。
路面状況に合わせてスピードダウンを心がけましょう。
- 急ブレーキ、急ハンドル、急発進はスリップの原因となります。

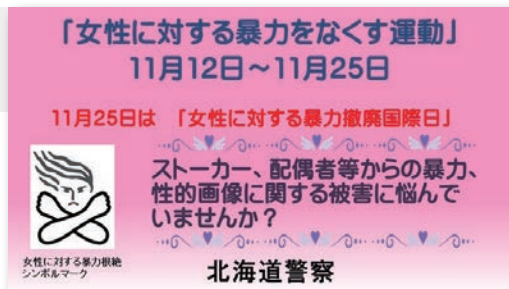


ストーカー、配偶者等からの暴力事案の防止について

ストーカー、配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか。

一人で悩まず、早めの相談が被害の未然防止、拡大防止につながります。

各警察署の相談窓口または、相談ダイヤル「#9110」に相談してください。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110